

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

株式会社トータル建築確認評価センター 殿

申請書の住所又は主たる事務所の所在地

申請書の氏名又は名称

代表者の氏名

設計者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】 株式会社トータル建築確認評価センター
代表取締役 宇納 芳樹

【軽微な変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

※受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	※決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

※判定通知書 受領欄	受領年月日	年	受領者氏名
		月 日	

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 代理人】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成した設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【4. 確認の申請】

申請済 ()

未申請 ()

【5. 備考】

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]

【1. 地名地番】

【2. 敷地面積】 m^2

【3. 建築面積】 m^2

【4. 延べ面積】 m^2

【5. 建築物の階数】 (地上) 階 (地下) 階

【6. 建築物の用途】 非住宅建築物 複合建築物

【7. 工事種別】 新築 増築 改築

【8. 構造】 造 一部 造

【9. 該当する地域の区分】 地域

【10. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【11. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【12. 備考】

【1. 付近見取図】

【2. 配置図】

[非住宅部分に関する事項]

【1. 非住宅部分の用途】

【2. 非住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)

【イ. 新築】 (m²) (m²)

【ロ. 増築】 全体 (m²) (m²)

増築部分 (m²) (m²)

【ハ. 改築】 全体 (m²) (m²)

改築部分 (m²) (m²)

【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】

- 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)
- 無
-

【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第1号イの基準
- 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
- 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
- BEI ()
- 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
- BEI ()
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
- ()
-

【5. 備考】
